

学生調査の実施に関する有識者会議 運営規則（案）

学生調査の実施に関する有識者会議の運営に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 学生調査の実施に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、会議の開催に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、原則として非公開とする。

（会議資料の取扱い）

第 3 条 会議において配付した資料は、検討経緯を示す資料として学生調査（試行調査）の実施前には、原則として文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。ただし、今後文部科学省から学生調査（試行調査）の実施に関する業務を他の者に委託するにあたり、その予定価格の類推につながる恐れがあるもの、並びに、会議の運営に支障が生じ得る情報等を含むものについては、座長が会議に諮って、当該資料を非公開とすることができる。

（議事要旨の作成）

第 4 条 事務局は、検討経緯を示すものとして学生調査（試行調査）の実施前には、会議の議事要旨を作成し、原則としてこれを文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和元年 5 月 1 7 日）から施行する。